

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、計画書を次のとおり縦覧に供します。

平成19年3月30日

京都市長 梶本頼兼

1 縦覧期間

平成19年3月30日から、各計画書に記載された利用権存続期間満了の日まで備え置くこととする。

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農業計画課

(産業観光局農林振興室農業計画課)